

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 町の責務、町国民保護計画の趣旨、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

#### (1) 町の責務

町(町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び山形県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、町の国民の保護に関する計画(以下「町国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)及び緊急対処事態における緊急対処保護措置(以下「緊急対処保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 町が実施する国民保護措置

町長は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、町国民保護計画で定めるところにより、町の区域に係る次に掲げる国民保護措置を実施する。

ア 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置

イ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

ウ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

エ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

オ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

町の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、町国民保護計画で定めるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務に係る国民保護措置を実施する。

#### (3) 町が実施する緊急対処保護措置

町長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、町国民保護計画で定めるところにより、町の区域に係る緊急対処保護措置を実施する。

町の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、町国民保護計画に定めるところにより、町長の所

轄の下にその所轄事務に係る緊急対処保護措置を実施する。

## 2 町国民保護計画の趣旨

### (1) 町国民保護計画の目的

町国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、町全体として万全の態勢を整備し、もって国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

### (2) 町国民保護計画の位置付け

町国民保護計画は、国民保護法第 35 条及び第 182 条第 2 項の規定に基づき、町が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の基本となるもので、同法第 35 条第 2 項各号及び第 182 条第 2 項に掲げる次の事項について定める。

町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

町が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

前各号に掲げるもののほか、町の区域に係る国民保護措置に関し町が必要と認める事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

## 3 町国民保護計画の構成及び作成上の留意事項

### (1) 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、次の各編により構成する。

編	内 容
本 編	第 1 編 総論
	第 2 編 平素からの備えや予防
	第 3 編 武力攻撃事態等への対処
	第 4 編 復旧等
	第 5 編 緊急対処事態への対処
資 料 編	

### (2) 町国民保護計画の作成上の留意事項

町国民保護計画の本編は、主に町が実施する国民保護措置の全体像を示すものとする。

また、関係機関の連絡先などデータとして整理する項目その他の資料、各種様式等については、資料編を作成する。

なお、この計画で定める町が実施する国民保護措置の具体的な運用に当たっては、別途マニュアルを作成する。

## 4 町国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

## (2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議し、町議会に報告し、公表するなど、計画作成時と同様の手続等により行う。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針及びその他の留意事項として定める。

### 1 国民保護措置に係る基本方針

#### (1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

#### (3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。この場合において、個人情報保護に留意する。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

#### (5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めると

きは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。その要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その特別な配慮

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 町地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等の対処については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置の実施に際しては、飯豊町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

2 その他の留意事項

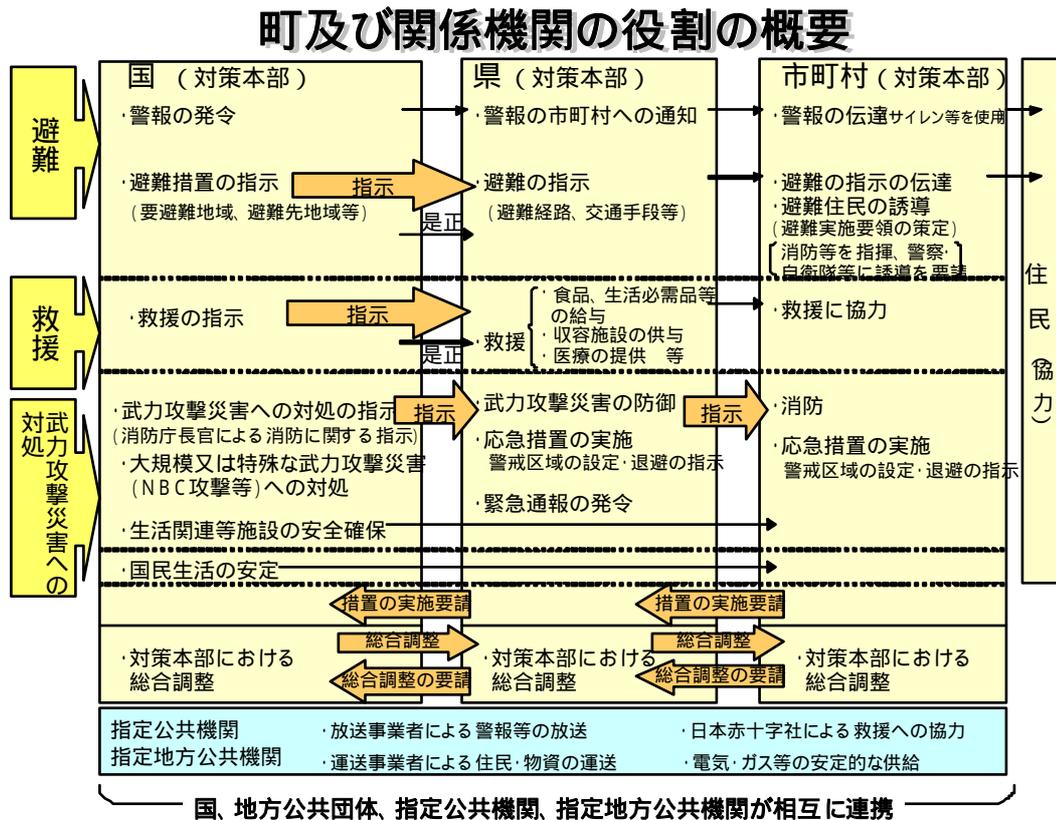
外国人への国民保護措置の適用については、日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 1 町及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である町及び関係機関（国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関）の役割の概要は、次のとおりである。



#### 2 町の事務

国民保護に関し、町は、次の事務を処理する。

- (1) 町国民保護計画の作成
- (2) 町国民保護協議会の設置、運営
- (3) 町国民保護対策本部及び町緊急処理事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施

- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

### 3 関係機関の連絡先等の把握

町は、国民保護措置に係る関係機関等の連絡先（担当部署、連絡方法等）について、平素から把握する。

## 第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴について定める。

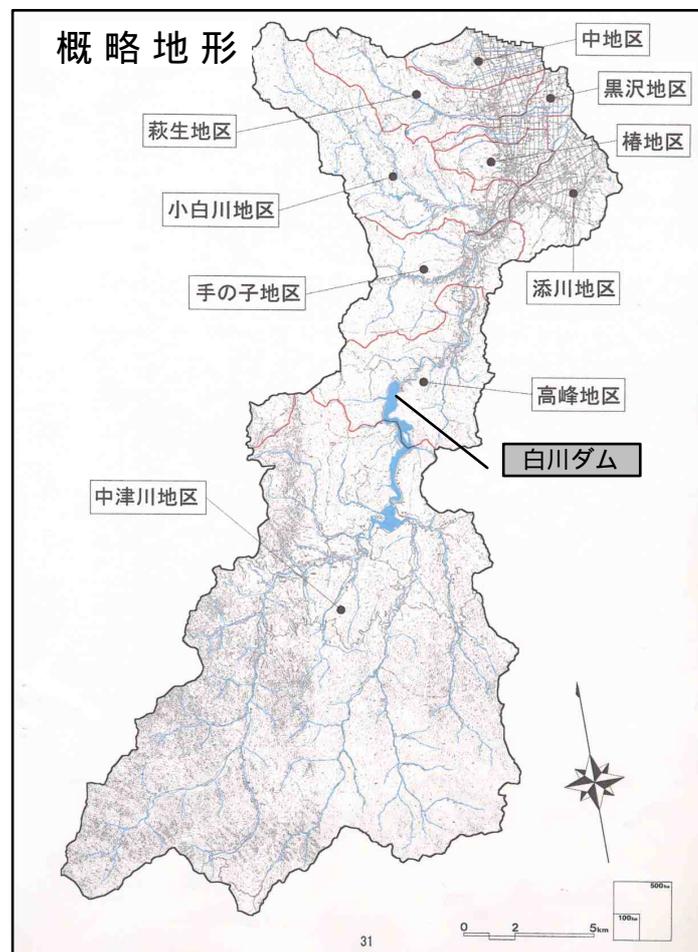
### (1) 地形

町の地形は、大日岳(2,128m)、飯豊本山(2,105m)、種蒔山(1,791m)、三国岳(1,644m)等の山々が連峰をなし、吾妻連峰へと続いている。また、北方には朝日連峰があり、その中間縫合地帯には、宇津峠山地の山々が走り、峰を競い合っている。北へ東へと半円状を描いて連れを成し、その内側(北東)に町がある。

三国岳の北傾斜面に白川の源流があり、大日杉、中津川盆地を駆け抜け、一度は全て白川ダムに入る。高峰、手ノ子付近にかけて流路はしだいに東へ移動していく。氾濫原が広がりを見せ扇状地帯となる。松原付近から長井盆地へ出て、長井市河井で最上川へと注ぐ。このように飯豊連峰の北東麓を流れる白川流域に耕地が開けた農山村である。

地質は、古生代までさかのぼると推定される堆積岩とその変成岩類と中生代に貫入してできた飯豊山の花崗岩類の2種類が基盤岩を成している。

面積は、329.6km<sup>2</sup>で、県面積の3.5%を占め、県第9位の広さである。



## (2) 気候

町においては、内陸型気候を表し、年間の平均気温は、10 前後になる。春夏は、西風、秋冬は北西の季節風がある。気圧配置が西高東低の冬型となると、北西の風が強くなり平坦部では地吹雪が発生し、山間部には大雪を降らせる。

降水量(年間)は、平年値が約1,900mm程度と県内の中でも多く、梅雨から台風にかけての時期に大きな値を示すが、降雪による冬季の降水量も大きく、冬季の値が夏季のそれを上回る。

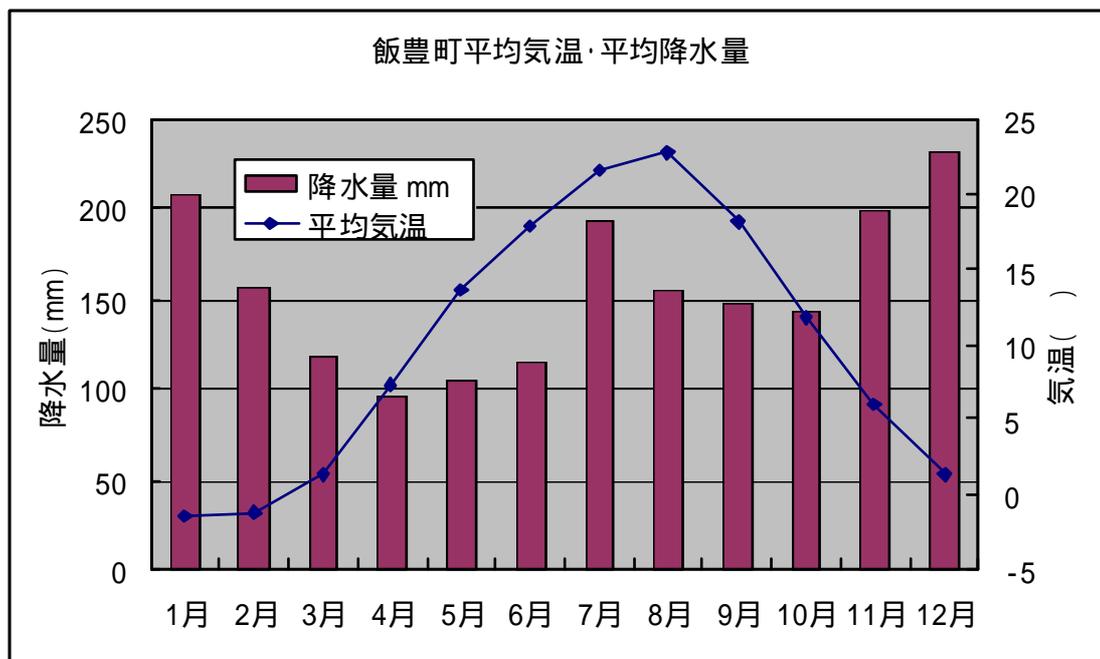
四季別の天候の変化を見ると、春は平坦部では4月上旬から下旬、山間部では5月に雪が消え、空気が非常に乾燥し、また風も強いので火災が発生しやすい。

夏は6月中旬に梅雨入りし、下旬頃に平均気温20 を超える。7月下旬頃の梅雨末期には、梅雨前線と低気圧が急速に発達し、集中豪雨が起こりやすい。

秋は8月末から急速に気温が下がり、台風シーズンを迎える。台風が進路を太平洋側を取った場合、大雨に見舞われることが多く、日本海側を取った場合、雨は比較的少ないが強風に見舞われる。そして、10月中旬頃には平均気温が10 を下回り、山間部では11月中旬頃、平坦部では11月下旬頃にかけて初雪を迎える。

冬は雪を伴った季節風が3月頃まで吹き続け、1月に入ると暴風日数が多くなり、時には連日吹雪となる。12月中旬から根雪となり、積雪は平坦部で、1.5mを超え、山間部では3mあまりに達する。

このように町の気候は、気候変動が大きく、とりわけ冬季は町全域で豪雪に見舞われることから、避難が必要な場合には避難路が制限される可能性があるため、これらの諸条件を考慮した避難誘導の在り方を検討する必要がある。



### (3) 人口分布

飯豊町の人口及び世帯数は、平成18年10月1日現在で8,623人、2,299世帯、一世帯当たりの人員は3.8人となっている。

人口の推移を見ると、昭和30～40年代には高度経済成長に伴う都市部への人口流出により急激な減少傾向が続いたが、昭和50年以降はその傾向が緩やかになってきており、人口の減少には緩和の兆しが見られる。しかし、減少傾向は依然として続いており、平成2年以降は10,000人を下回る水準となっている。

世帯数は減少が続いているものの、人口の減少に比べると緩やかな傾向となっている。年齢3区分別の人口比率を比べてみると、年少人口（15歳未満）の比率は総人口と同じく、昭和30～40年代に急激に減少した後、昭和60年及び平成2年には一時的に増加したが、平成7年には再び減少に転じている。一方で、老年人口（65歳以上）の比率は上昇を続けており、特に昭和60年以降はその傾向が一層強まっている。平成2年以降は、高齢人口が年少人口の比率を上回っており、現在では町民の3人に1人が65歳以上の高齢者となっている。

地区別の人口動態を見てみると、その傾向は次の3タイプに分けられる。

横ばい型...中、萩生、椿、東部地区（添川地区及び松原地区）

微減型...黒沢、高峰、手ノ子、小白川地区

減少型...中津川地区

平地である中、萩生、椿、東部地区ではほぼ横ばい傾向で人口が推移しているのに対して、山間地域である中津川地区では著しい減少傾向、また、平地に位置する黒沢地区及び平地と山間地の中間に位置する高峰、手ノ子、小白川地区では緩やかな減少傾向となっている。

このように、町全体としての人口は、依然として減少が続いている。地域的に見ると、山村部の人口減が続いており、しかも高齢化が強まっている。これらは、武力攻撃災害発生時の応急対策等、初期活動、自主防災活動の支障が懸念される。

人口及び世帯数の推移

	昭和40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年
0～14歳(人)	4,028	2,759	1,952	1,772	1,908	1,881	1,640	1,325	1,064
15～64歳(人)	8,876	8,267	7,622	7,083	6,636	6,095	5,547	5,256	4,878
65歳以上(人)	913	1,103	1,190	1,365	1,587	1,904	2,351	2,623	2,681
総数(人)	13,817	12,129	10,764	10,220	10,131	9,880	9,538	9,204	8,623
0～14歳比率	29.2%	22.7%	18.1%	17.3%	18.8%	19.0%	17.2%	14.4%	12.34%
65歳以上比率	6.6%	9.1%	11.1%	13.4%	15.7%	19.3%	24.6%	28.5%	31.09%
世帯数(世帯)	2,788	2,698	2,521	2,466	2,373	2,334	2,316	2,333	2,299
世帯人員(人)	5.0	4.5	4.3	4.1	4.3	4.2	4.1	3.9	3.8
人口増減率(率)	-10.7	-12.2	-11.3	-5.1	-0.9	-2.5	-3.5	-3.5	-6.3

(国勢調査)

#### (4) 道路の位置等

飯豊町の道路延長は、339.4kmであり、うち国道は11.5km（構成比3.4%）、県道54.1km（構成比15.9%）、町道273.8km（構成比80.7%）となっている。道路網では、町内を東西に横断する国道113号が新潟市や仙台市などの大都市への重要なアクセス道路となっている。加えて、町内を南北に縦断する主要地方道米沢飯豊線及び長井飯豊線は米沢市や長井市を結ぶ重要路線として機能している。

豪雪地帯特有の降雪による交通途絶集落や自動車等の通行支障は、除雪体制の整備によりなくなり、地吹雪による交通制限についても、防雪柵の整備区間延長により解消されてきているが、平成18年豪雪のように連日吹雪に見舞われると除雪体制が機能しなくなることから、諸条件を考慮した避難誘導の在り方を検討する必要がある。

#### (5) 鉄道の位置

飯豊町内に路線を有する鉄道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）である。本町に係る営業路線は、米沢市から本町を經由して新潟県坂町を結ぶ米坂線がある。町内にはJR東日本の駅が3つあり、飯豊町観光協会が切符販売業務を受託している羽前椿駅と無人駅の萩生駅と手ノ子駅が設置されている。

このことから、避難時の輸送手段としては、現状の道路網を基本にしながら、鉄道網を有効活用することが考えられ、今後検討する必要がある。

### 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

#### 1 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

#### 2 武力攻撃事態

##### (1) 武力攻撃事態の類型

県国民保護計画では、基本指針を踏まえ、武力攻撃事態について次表に掲げる4類型を対象とする事態として想定されており、それぞれの事態の特徴及び留意点については、次のとおり示されている。

事態類型	想 定
1 着上陸侵攻	(1) 事態の概要 侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻する事態をいう。 (2) 特徴 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力

事態類型	想定
	<p>攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>(3) 留意点</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>(1) 事態の概要</p> <p>ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p> <p>少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾(以下「ダーティボム」という。)が使用される場合がある。</p> <p>(3) 留意点</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村(消防機関を含む。)と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
3 弾道ミサイル攻撃	<p>(1) 事態の概要</p> <p>弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃をいい、大量破壊兵器(核、生物、化学兵器)を搭載して攻撃することも可能である。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>(3) 留意点</p> <p>通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、</p>

事態類型	想 定
	<p>家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。  弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
4 航空攻撃	<p>(1) 事態の概要  重要施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <p>(2) 特徴  弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。  航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。  なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。  通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(3) 留意点  攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

## (2) N B C 攻撃の場合の対応

特殊な対応が必要である N B C 攻撃において想定される被害及び留意点は、次のとおり示されている。

種別	対 応
1 核兵器等	<p>核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって 熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区別される。このうち 及び は、爆心地周辺において被害をもたらすが、 の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水</p>

種別	対応
	<p>や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</p>
2 生物兵器	<p>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤が否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>
3 化学兵器	<p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

### 3 緊急処理事態

県国民保護計画では、基本指針を踏まえ、緊急処理事態について次表に掲げる4事態例を対象とする事態として想定されており、それぞれの事態例及び被害の概要については、次のとおり示されている。

事態例	想定
1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所等の破壊</li> <li>・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・危険物積載船への攻撃</li> <li>・ダム破壊</li> </ul> <p>(2) 被害の概要</p> <p>原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害          大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。          汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。          石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害          爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。          危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害          危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。          ダムが破壊された場合の主な被害          ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p>

#### 4 本県及び本町において特に留意すべき事項

県国民保護計画においては、本県において特に留意すべき事項は次のとおり示されている。

想定される武力攻撃事態及び緊急処理事態において、本県の地理的、社会的特徴を踏まえた場合、日本海沿岸に海岸線を有することから、地形的には着上陸侵攻が可能と思われる地域が存在する。また、原子力関連施設は存在しないものの、石油コンビナート施設をはじめとした危険物施設や鉄道、ダム等があり、これらの施設に対する特殊部隊やゲリラによる攻撃が想定され、また、都市部に対する弾道ミサイル攻撃も想定される。緊急処理事態においては、特殊部隊やゲリラによる攻撃と同様の事態が想定される。

一方、基本指針においては、「我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終了後 10 年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている」とされている。

そこで、以上の情勢を踏まえ、本県における留意すべき事項としては、着上陸侵攻やこれと連携した航空攻撃の可能性はまったくないものとはいえないが、当面は、石油コンビナート施設等への特殊部隊やゲリラによる攻撃や都市部を対象とした弾道ミサイル攻撃が想定され、また、緊急処理事態においては、都市部における各種テロ等も想定されることから、これらの事態に対する対処を的確かつ迅速に行うことが重要となる。

なお、県域における事態の想定については、国からの情報等を踏まえ、関係機関と連携しながら、今後とも研究を行っていく。

このようなことから、本町においては、特に白川ダムや鉄道（米坂線）への特殊部隊やゲリラによる攻撃や冬季の豪雪時における緊急処理事態等が懸念される。